福）ル・プリ　奨学金事業　よくある質問

１　応募資格

Ｑ１　卒業後は、社会福祉法人ル・プリが実施する社会福祉事業で働く意思が必要ですか

Ａ　　当法人で実施する社会福祉事業に従事する意欲のある学生を対象としています。

Ｑ２　進学した大学院、大学、短期大学、専門学校によって応募制限がありますか。

Ａ　　大学院、大学、短期大学、専門学校であれば制限はありません。（いずれも通信制及び夜間制を除く）

Ｑ３　入学した学部・学科によって応募の制限がありますか。

Ａ　　学部・学科の制限はありませんが、配属となった施設（例えば、保育園や障害児施設や児童養護施設など）によっては、保育士資格や児童指導員任用資格が必要となりますので、こうした施設等での勤務も想定して、社会福祉士資格受験資格に向けた履修や教員免許取得のための履修等を積極的に行ってください。

Ｑ４　専門学校の高等課程の学生は対象となりますか。

Ａ　　高等課程の学生は対象となりません

Ｑ５　世帯収入による制限はありますか。

Ａ　　世帯収入の制限は設けていません。

Q6　専門学校専修課程終了後の専攻科生は応募できますか。

A　　２０２０年度から専修課程終了後の専攻科などについて対象とします。

Q7　海外からの留学生は応募できますか。

A　　対象としている大学等において学び、当法人の事業に従事する意欲があれば、応募可能ですが、小論文等の内容等について、日本の学生同じ基準で審査します。

Q8　応募に年齢制限はありますか。

A　　年齢に制限はありませんが、専修学校、短大、大学、大学院に在学している必要があります。

Q9　他の奨学金を受けていても応募できますか。

A　　おおむね他の奨学金との併用は可能です。ただし、本奨学金と同様に奨学金事業実施主体への就職及び就職意向の意思表示を条件とする奨学金との併用はできません。

Q10　法人に就職するときに、資格が必要とされることがありますか。

A　　Q3 においても説明をしていますが、保育園で働くためには、保育士資格が必要となります。また、児童福祉施設では児童指導員として任用される資格が必要となります。

児童指導員として任用されるために必要な資格等の例

① 社会福祉士の資格を有する者
② 精神保健福祉士の資格を有する者
③ 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、

高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

Q11　どの程度の期間法人で働くと奨学金の返還が免除となるのですか。

A　　奨学金の受給期間に相当する期間働くことで免除となります。

２　選考について

Q1　面接はありますか

A　　一次選考において書面審査を行い、必要に応じて二次選考で面接を行う予定としています。

Q2　学力の基準はありますか。

A　　一次選考において、小論文及び成績表等をもとに総合的審査を行うこととしています。成績表について一律的な合否基準は設けていません。

３　採用後

Q1　奨学金はいつ支給になりますか

A　　現時点での予定では、2027 年１月に第１回目として４月～１２月の９か月分、３月に１月～３月の３か月分を予定しています。

Q2　奨学生となった場合の義務はどのようなものですか。

A　　毎年度の成績証明書の提出と、留年、休学、停学、退学など学生の身分にかかわる件について報告をしていただきます。また、保証人等に変更があった場合には同様に報告をしていただきます。

Q３　海外留学をする場合は打ち切りですか。

Ａ　　単位認定される交換留学生の場合は継続しますが、休学しての留学の場合は停止となります。復学後従前の就学を継続する場合には意思確認等を改めて行ったうえで支給の再開を検討します。

Q4　病気やケガでやむなく休学をする場合には奨学金は打ち切りですか

Ａ　　診断書の提出をしていただき、そのうえで事情を考慮します。

Q5　奨学金を受給後に別な大学等に編入、転入した場合には奨学金は打ち切りですか

Ａ　　改めて当法人への就職の意思確認の上、再審査を行うこととします。

Q6　成績が落ちてしまった場合、奨学金の停止はありますか。

Ａ　　そのことのみをもって打ち切りとはしませんが、成績不良の状態が改善しないようであれば、奨学金継続の可否について検討させていいただきます。

Q7　留年してしまいました。奨学金はどうなりますか

Ａ　　進級できず留年となった場合は支給の打ち切りとなります。（支給分は返還となります。）